

事業環境変化対応型支援事業

相談無料

専門家派遣のご案内

インボイス制度へ対応するための
専門家を派遣します。



＼ インボイス制度の概要 ／

売手側

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。

買手側

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

お申込みは、裏の申込書を記入し、FAX送信して下さい！



熊本県中小企業団体中央会

TEL:096-325-3255 FAX:096-325-6949

〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13

URL:<https://chuokai-kumamoto.com/>

事業環境変化対応型支援事業

専門家派遣申込書

令和 年 月 日

熊本県中小企業団体中央会 御中

下記の通り専門家派遣を依頼します。

組合名 (企業名)	(相談者 : 代表者名 :)		
所在地	(電話 : FAX :)		
業 種	製造業・卸売業・小売業・運輸業・建設業 サービス業・その他() <u>○で記入</u>	相談を受ける人数	名
支援を受けたい 具体的な 内容			
派遣を希望 する専門家	※派遣を希望する専門家がいる場合に記載		
派遣 希望日	第1希望日 : 月 日 () 時 分 ~ 第2希望日 : 月 日 () 時 分 ~		

※ この情報は、今回の専門家派遣事業以外には一切使用、開示致しません。

※ 専門家との調整で、ご希望の日程に沿わない場合がございますのでご了承ください。

■ お問い合わせ先

熊本県中小企業団体中央会 支援3課 担当 : 山下・田中

電話 : 096-325-3255